

次期市川市総合計画策定方針(案)

(令和6年1月策定)

第1 目的

本市では、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくための根幹となる計画として、平成13年度から概ね25年先を展望した「市川市総合計画（I&Iプラン21）」を策定し、「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を将来都市像に掲げ、その実現に向けて着実に歩みを進めてきました。

しかしながら、今後は、これまで増加傾向にあった人口も減少に転じ、少子高齢化も加速することが見込まれることから、人口増加を前提としたまちづくりからの転換が求められます。

また、東日本大震災をはじめとした想定をはるかに超えた大規模災害や、国際情勢の不安定化によって、市民の安全安心に対する関心は高まっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、AI(人工知能)等に代表される先端テクノロジーの急速な進展は、市民のライフスタイルや価値観を大きく変容させました。

年々深刻化する地球温暖化、都市インフラの老朽化、経済成長の鈍化や格差の拡大といった問題にも、スピード感をもって対応していかなければなりません。

今後のまちづくりにおいては、このような課題を的確に見極めたうえで、本市のポテンシャルを最大限発揮するとともに、新たな価値を創造することが重要となります。誰もが自分らしく心豊かな暮らしを実感できる持続可能なまちづくりを着実に進めるため、これからの時代に即した総合計画を策定します。

第2 策定のポイント

総合計画は、以下のポイントを踏まえて策定します。

- (1) 社会経済情勢や価値観の変化等を的確に見極め、計画内容を柔軟に見直します。
- (2) 現状や将来予測の分析の下、選択と集中によりメリハリをつけることで、限られた行政資源を最大限に活用します。
- (3) 市民参加、職員参加により多様化する市民ニーズを把握し、これらを計画内容に反映させます。
- (4) 市民に分かりやすいものとするとともに、職員の業務執行の際の指針として常に意識される実効性のあるものとしします。
- (5) 証拠・根拠に基づいて目標や指標を整理し、事業効果を評価しやすい仕組みをつくります。

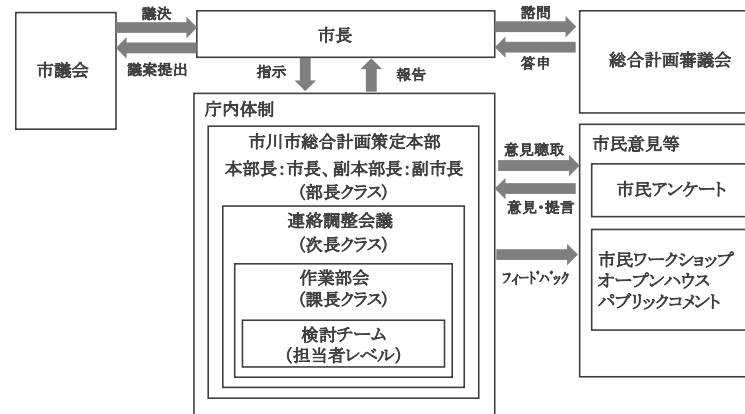
第3 構成と期間

今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応でき、かつ、市民に分かりやすいものとなるよう現行の総合計画と同様、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造を維持します。

計画期間は、令和8(2026)年度～令和32(2050)年度とします。

第4 策定体制

広範な視点からの検討を行うため、総合計画審議会に諮問するとともに、多様な市民参加の機会を設け、市民意見等を幅広く取入れながら策定します。また、庁内に設置した市川市総合計画策定本部において検討を進めます。



第5 策定スケジュール

総合計画の策定スケジュールは（予定）は、次のとおりです。

年度	総合計画審議会		市民意見等
	基本構想部分	基本計画部分	
R5	■諮問(11月6日) ■次期総合計画の枠組み(構成、期間)の検討 ■策定方針の作成		ワークショップ オープンハウス
R6	■将来都市像及びまちづくりの基本目標の検討 ■骨子案等策定	■第三次基本計画の評価	市民アンケート
R7	■答申の検討	■骨子案策定 ■答申の検討	市民アンケート パブコメ
R8	■次期総合計画開始		